

平成24年度原子力関係経費の見積りに関する基本方針

平成23年7月19日
原子力委員会決定

1. 基本認識

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれが引き起こした津波による東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を受け、我が国の原子力政策においてはこの事故への対応が喫緊の課題となっている。

現在、当該発電所では、炉心の冷温停止状態の確立に向けた努力が行われている。国としては、平成23年6月25日に東日本大震災復興構想会議から提出された提言を踏まえ、事故の収束はもとよりであるが、原子力災害の応急対策、復旧対策、復興について責任を持って対応することとしている。すなわち、被災者や被災自治体への支援を確実に行うとともに、一元的な取組による放射線量の継続的かつ計画的測定と公開、土壌汚染等への対応、住民の放射線に係る健康管理に万全を期すことにしている。さらに、福島県の再生と復興に向けての取組を責任を持って推進することとしている。同時に、現在稼働中あるいは再起動が予定されている原子力発電所に求めた、津波を原因とするシビアアクシデントの防止を目指す緊急安全対策の内容及びその実施状況並びに今後実施が予定されているストレステストの目的、内容及び結果について、地元自治体や地域住民に対して十分に説明を行うことにしている。

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」は、中間とりまとめでこの発電所に来襲した巨大な津波は、「通常の地震の連動」と「津波地震」が同時に起きたことにより発生した可能性があるとしている。しかしながら、原子力委員会は、この事故の結果、原子力施設に設定されている設計基準津波や設計基準事象の妥当性に対する疑念が生じたこと、これらに対する深層防護の取組が不十分であったことがわかったこと、原子力政策において従来前提にしていた規模をはるかに超える事故が発生したこと、原子力発電所内外における危機管理体制に課題が見出されたことを踏まえて、原子力発電の安全対策の強化を図ることを求めることとする。同時に、深刻な原子力災害が継続している現実を踏まえた上で、原子力基本法の目指す原子力の研究、開発及び利用は今後いかに

あるべきかを考究し、今後の取組の基本的考え方を平成24年中に定めるものとする。

そこで、平成24年度原子力関係経費に係る取組は、事故からの復旧及び原子力発電の安全対策の強化に係るものを中心とする。核燃料サイクル、放射性廃棄物、放射線利用、人材育成、保障措置及び国際的取組については、継続しないと国益を損ねると考えられるものに限って継続する。また、当該地震により被害を受けた原子力研究開発施設については、短期、中期、長期の観点から着実に推進されることが国益に適うとして計画された原子力の研究開発の取組に必要な施設であるが、同様の考え方に則って復旧を進める。

なお、これらについては内容によっては緊急性が求められるものもあり、平成23年度補正予算との機動的で柔軟な連携の検討も必要となる。

2. 基本方針

上記の基本認識に基づき、平成24年度の原子力関係経費の見積りに際して、関係府省が目指すべき重要な政策目標を次に示す。

(1) 原子力災害対策本部の定めたロードマップにおける中長期的課題への対応

平成24年度において、国と東京電力は「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」及び「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」における中長期的課題に着実に取り組むことになる。

当面の課題は、環境モニタリングを継続的に実施して放射性物質による環境汚染の程度・様態を把握するとともに、環境放射線を日常生活に差し支えない水準に低下させる取組を多様な状況と要望を踏まえて広い地域において実施し、回収した放射性物質で汚染されたものを適切に管理していくことである。故郷への帰還に向けての土壌等の除染・改良の取組については、この成果を活用するのは当然としても、規模が大きくなると予想されるので、国内外から多方面の知恵を動員して最適な方法を見出し、実証試験やモデル事業を実施してこれを推進するための必要なルールとマニュアルとを定め、これに基づいて大規模に実施していくべきである。

放射線安全に関して知見を有する原子力関係機関は、国と自治体の協力により進められる被災住民の方々の安心・安全の確保のための取組に、全面的に協力すべきである。また、食品・海産物等の安全規制とその管理、風評被害の防止についても、原子力関係者は、これまで培った知識を研究開発によって深化・普遍化しつつ有効に活用して、積極的に協力すべきである。

なお、これらの取組は、専門性の高いものではあるが、地域・コミュニティ主体で実施されるべきものも多いので、地域・コミュニティに寄り添ってきめ細かい対応が可能となる仕組みを適切に整備して推進すべきである。

当該発電所においては、大量の放射性廃液の処理、この処理に伴って発生する大量の放射性廃棄物の管理、構内の汚染建物・土壌や災害廃棄物の処理、使用済燃料の運び出しや損傷燃料の取り出し、廃炉措置を、長期間をかけて着実に進めていくことが必要となる。国と東京電力はこれらの実施に向けてのロードマップを作成し、関係行政庁は連携してその推進体制を明確にし、必要に応じ法的枠組みを整備して、東京電力に対して着実にこれらの取組を推進することを求めるとともに、創意工夫が求められる困難な取組に関しては、効果的な技術の研究開発や実証の取組を先行して推進していくべきである。

(2) 原子力安全確保対策の強化

国は、大量の放射性物質を内包する原子力の研究、開発及び利用に係る施設が各地に存在し続ける現実を踏まえ、本年6月の原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対し日本政府が提出した報告書に示された具体的な教訓をその安全確保の実務に生かすべきであり、緊急安全対策に係る中長期的課題の達成を含む原子力安全規制の充実、原子力防災対応の強化に係る取組を着実に進めるべきである。また、安全対策の高度化に有用な技術開発を推進するとともに、安全技術基盤の強化を図るべきである。

(3) 被ばくした人々の長期健康管理の取組

国は、福島第一原子力発電所事故により被ばくした発電所従事者、防災業務従事者、住民の長期的な健康管理を行う体制を整備して、これに取り組むべきである。さらに、被ばく医療体制を充実するとともに、被ばくの影響の評価とその低減化に関する研究を含む放射線防護研究の強化を図るべきである。また、放射線

に対する正しい理解を目指しての情報開示、情報提供、放射線教育、リスクコミュニケーションの取組も重要である。

(4) 国際社会における責任ある行動の推進

今回の事故後の対応に関して、海外へ向けての正確でわかりやすい情報発信の重要性が認識された。今後ともこの取組を充実して推進すべきである。また、この事故に係る知見を人類の共有財産とするための国際的取組に進んで貢献すべきである。さらに、原子力安全に関する国際社会の取組の充実等を提案したことを踏まえ、これらに率先して貢献する必要がある。

なお、原子力損害賠償条約の重要性を改めて想起するとともに、この事故から核セキュリティに係る課題をくみ取り、このリスク管理に係る取組の基本的考え方を整備して、現場における取組の充実を求めるとともに、それを国際社会に発信していくことも重要である。

(5) 信頼回復への対応

国は、今回の事故を受けて国民との信頼関係の回復・強化に取り組むべきである。さらに、上記の IAEA に提出した報告書において推進するとした、原子力発電のあり方について国民的な議論を行っていくための取組を進めていくことも重要である。

また、原子力施設の立地地域においては、その安全性に関する正確な説明に対する要求が高くなっているため、関係者は正確な情報の提供等に努めるとともに、このことに関する地域社会の取組に対して積極的に協力し、支援を行うべきである。

(6) 当面の課題克服と将来に向けた研究開発・人材の確保への対応

原子力研究開発については、福島支援に高い優先順位を置くべきである。また、シビアアクシデント対策強化のための研究などを国際協力によって推進し、その成果が世界の原子力安全の向上につながるよう取り組むべきである。したがって、こうした取組を担う原子力安全研究開発推進体制を強化すべきである。

また、ウラン燃料の安定供給、核燃料サイクル、放射性廃棄物に関する取組については、継続しないと国益を損ねると考えられるものは継続する。特に、放射

性廃棄物対策については将来の原子力政策の在り方がどう変化しようと必須の課題であるため、着実に進める必要がある。高速増殖炉とその核燃料サイクルについては、将来の原子力政策におけるその位置づけが定まるまでの間は、技術基盤の維持や国際標準化への貢献のために必要な取組に限って実施するべきである。

J-PARC 等、今回の地震により被災したが、継続的に大きな成果を生み出すことが期待される研究施設については、その復旧に注力するべきである。また、国際約束に基づく研究開発である ITER 計画や BA 活動等の核融合研究開発については、震災影響の最小化等に向けて関係者間で調整・検討を行うべきである。

上記（１）～（５）の推進の取組には産官学の叡智を結集することが必要であるから、そのための創意工夫を行うべきである。

また、引き続き各方面において専門性の高い人材が必須となる。現在の状況において、このような研究開発等を含む原子力の研究、開発、利用の取組に参加することを志す若い人材を確保するためには相当の努力が必要である。したがって、関係機関は創意工夫を凝らしてこうした人材の育成・確保に努めるべきである。